

罹災証明申請書

(あて先) 市(区・町・村)長 令和 年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所		
	アパート名・部屋番号【 電話番号 — — 】		
	(現在の連絡先) 電話番号 — —		
	(ふりがな)		生 年 月 日
	氏 名	大・昭 平・令	年 月 日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は記 入不要)	住 所		
	電話番号 — —		
	(ふりがな)		生 年 月 日
	氏 名	大・昭 平・令	年 月 日
	申請者との関係（続柄）		

罹災原因	令和 年 月 日の による
------	---------------

※ 被災住家の 所在地	(申請者住所と同じ場合は記入不要)			
	市	町	丁目	番地 号

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	☐ 浸水被害（ ☐ 床上 ☐ 床下） ☐ その他の被害（以下に記入）	

罹災証明書の 必要枚数	枚	被災住家の 所有区分	☐ 持ち家（自己所有） ☐ 借 家（賃貸・アパート）
----------------	---	---------------	---

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました
--------------------------	--

写真による 被害区分の 判定（※）	☐ 希望する（写真を添付）
	☐ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明書の 交付方法	☐ 郵送での交付 【表面：申請者（世帯主）】欄記載の住所地
	☐ 郵送での交付 【表面：窓口に来られた方】欄記載の住所地
	☐ 郵送での交付 【委任状の代理人】宛へ送付
	☐ 窓口での交付
	☐ 郵送での交付【上記以外（以下へ送付）】
	〒 ー
	【方書（かたがき）】

委 任 状

「窓口に来られた方」が「申請者（世帯主）」と同一世帯以外の場合に必要な

■ 代理人【窓口に来られた方】

住所			
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日
委任者との関係			
電話番号	() ー		

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明申請書に関する権限を委任します。
(あて先) 小松市長

年 月 日

■ 委任者【申請者（世帯主）】

住所			
氏名	印		